

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の会長、副会長、理事、監事、評議員(以下「役員等」という。)の報酬及び実費弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 会長及び副会長の報酬の額は、次の各号に定めるところによるものとする。

- | | | | |
|-----|-----|----|---------|
| (1) | 会長 | 月額 | 20,000円 |
| (2) | 副会長 | 月額 | 5,000円 |

(費用の弁償)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会、評議員会及び監査に出席したときは、費用弁償として月額1,000円を支給する。

(旅費による費用弁償)

第4条 役員等が、町外に出張したときは、本会旅費規程により、その費用を弁償する。

2 役員等以外の者が、本会の依頼に応じ、業務のため出張した場合には、その者に対し、費用弁償として旅費を支給することができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、交付の日から施行し、平成13年 4月 1日から適用する。

この規程は、平成16年 4月 1日から適用する。

この規程は、平成24年 4月 1日から適用する。